

住宅リフォーム補助 募集対象の拡大

担当 建築住宅課 ☎046(252)7396
☎046(255)3550

市では、地域経済の活性化と市民の居住環境の向上のため、新しい生活様式での在宅勤務を快適にするなどを目的とした、住宅リフォーム補助制度の対象を、例年よりも拡大し、実施します。詳しくは市ホームページをご覧ください。

●対象要件 市内在住で、住民登録のある人が所有し、自ら居住している住宅(共同住宅は専有部分、併用住宅は住宅部分)で、

●対象要件 市内在住で、住民登録のある人が所有し、自ら居住している住宅(共同住宅は専有部分、併用住宅は住宅部分)で、

●募集件数 150件程度
(多数抽選)
●補助金額 令和2年度中に行うリフォーム費用の2分の1(上限25万円)
●申込方法 9月24日～10月15日いずれも木曜日午前9時～午後5時(正午～午後1時は除く)に次の提出書類を直接担当へ(郵送不可)

●提出書類
●市役所4階建築住宅課で配布する補助金交付申請書(市ホームページからダウンロード可)
●住宅リフォーム見積書の写し(施工業者の名称・所在地・電話番号の記載と押印があるもの)

●支給与収入の全部または一部を受け取ることができるときは、これを受けることができません。また、受けることができる給与収入の額が、規定により算定される傷病手当金の額より少ないときは、その差額を支給します。

新型コロナウイルス 国民健康保険傷病手当金の 支給

担当 国保年金課 ☎046(252)7672
☎046(252)7043

座間市国民健康保険に加入している方が新型コロナウイルスに感染した場合、または発熱などの症状があり、感染が疑われる場合、その療養のため労務に服することができなかった期間について、傷病手当金を支給します。

●支給対象期間 労務に服

※一業者の申請枠は5件まで。見積もりを依頼する際は確認してください。
●撮影日入りの現況写真(住宅の全景、工事部分)

防災・減災セミナー

担当 危機管理課 ☎046(252)7395
☎046(252)7773

市では、「ざま災害ボランティアネットワーク」と協働で災害発生時の対応や日常の減災への取り組みについて学ぶ講座を開催します。

●参加費 無料
●申込方法 氏名、住所、連絡先、参加人数を電話、ファクスまたは直接担当へ

●申し込み 9月12日(土) 午前9時15分～正午(午前9時受付開始)
●ところ 市消防庁舎多目的会議室

就労準備定例相談会

担当 生活援護課 ☎046(252)8566
☎046(252)7043

就労経験のない方、退職から長期経過した方など、働くことに不安を抱える方向へ働くためのサポートを行うため、次の通り相談会を開催します。

●費用 無料
●申込方法 電話、ファクスまたは直接問い合わせ先へ

●お問い合わせ先 はたらつく・ざま ☎046(204)7625
●ところ はたらつく・ざま

小学生卓球教室

担当 スポーツ課 ☎046(252)8177
☎046(255)3550

●とき 10月17日、11月14日、12月12日、令和3年1月30日、2月6日、3月20日いずれも土曜日午後1時～3時(全6回)

●持ち物 ラケット、運動場での服装、上履き、タオル、飲み物

●対象 市内在住の小学生

を持参し、9月25日(金)午後6時までに問い合わせ先へ

●問い合わせ先 座間卓球 センター 〒252-1000 21緑ヶ丘3-27-7 ☎046(254)9661 zamataku@kuh.biglobe.ne.jp

障害基礎年金の支給

担当 国保年金課 ☎046(252)7035
☎046(252)7043

障害年金は、一定以上の障がいのある方に支給する年金です。市役所で相談・受け付けをしているのは障害基礎年金です。障害厚生年金、障害共済年金については、問い合わせ先へお問い合わせください。

●障害認定日に障がいの程度が国民年金法の障害等級基準を満たしている
●初診日前日に保険料の滞納期間が3分の1を超えていないまたは初診日前々月までの1年間に保険料の滞納がない(初診日が令和8年3月31日までの特例)

●対象 次の全てを満たす方

●支給額 年額▽1級Ⅱ97万7125円▽2級Ⅱ78万1700円
※生計を維持している18歳

